

廃棄物処理業界の優良化推進と 資源有効利用の進展

産業廃棄物処理事業振興財団理事長

樋口成彬
ひぐち なりよし



わが国の産業廃棄物処理業界は、日本の

産業界に伴走してきた。高度成長期には、増え続ける廃棄物に対応してきたものの、排出事業者も処理業者も産業廃棄物の適正処理に対する意識は希薄であり、法規制も現在の法体系から見れば不十分といわざるを得ないものであった。大規模な不法投棄が各地に発生し、産業廃棄物への不安感や不信感から施設整備が進まず、優良な処理業者も育たないという悪循環に陥っていた。

その後、国は法律改正を重ねて処理業者への規制と排出事業者責任を強化し、循環型社会元年といわれる二〇〇〇年以降、個別リサイクル法も整備し、処理業界は近年、静脈インフラとして変貌を遂げようとしている。このことは、国民的レベルにはまだ十分に認識されていないが、業界に近い者

として隔世の感を禁じ得ない。

国は、悪質な処理業者の排除といった産業廃棄物をめぐる構造改革において、ほかには例を見ないほどの厳しい規制強化を断行したが、これと並行して打ち出した施策が「廃棄物処理業の優良化」である。

産業廃棄物処理業の優良化の推進

二〇一一年度にスタートした優良産廃処理業者認定制度(以下、優良認定制度)は、一定の基準を満たす処理業者を都道府県等が審査して認定する制度で、規制から育成という積極的な政策に踏み込んだ画期的な取り組みである(図参照)。当財団は、国、地方自治体、産業界の三者の協力により設立されたという経緯もあり、旧制度(優良性評価制度)^(注)の創成期からこれに主体的に

かかわってきた。

優良認定制度の認定基準は、通常の許可基準よりも厳しい、①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マネーフレスト、⑤財務体質の健全性、の五つからなる(旧制度の基準は①③)。基準を満たした優良認定業者は、七年の許可有効期間(通常五年)が与えられ、許可証に優良マークが表示されて、排出事業者から優良認定業者であることが一目でわかる。

当財団では、優良認定制度に関連して「産廃情報ネット(<http://www.sanpainet.or.jp/>)」にて情報開示システム「さんばいくん」を運営している。「さんばいくん」では、全国の優良認定業者の検索や、認定基準の一つである「事業の透明性」に基づく公表情報の閲覧ができ、処理を委託する

(注)旧制度(優良性評価制度)：廃棄物処理法施行規則の規定により2005年にスタートした。ただし処理業者が取り組むインセンティブが少ないうえ、評価主体である自治体の取り組みが任意であった。新制度(優良認定制度)では、許可期限が7年に延長(通常5年)などインセンティブが強化され、廃棄物処理法に規定された結果、全国で運用される統一制度となった

図 優良認定制度の政策的な狙い

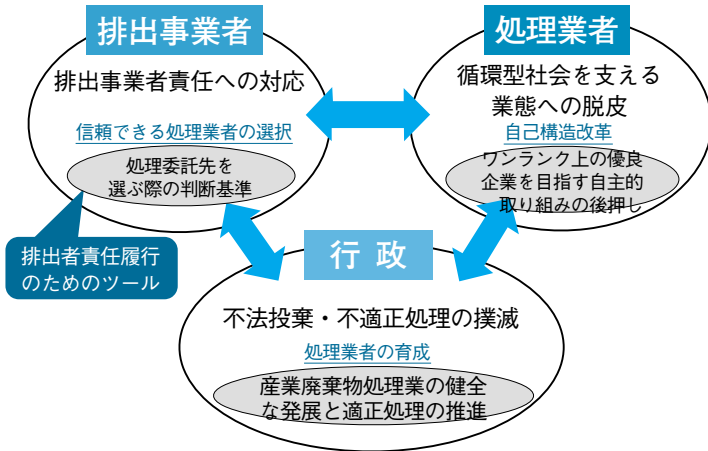


表 資源循環の取り組み事例

人工芝リサイクルシステムに関する技術開発 (高俊興業・東京都)
処理技術が確立していない人工芝のうち、耐用年数が約5～6年と短いロングパイル人工芝の資源化技術開発を行った。人工芝は、芝草・基布(植え込み)の部分と、充填材である砂・ゴム粉より構成される。まず、充填材を分離し、異物除去した後、砂・ゴム粉は人工芝張り替え工事材料としてリユースする。芝草・基布は機械的に切断し、芝草はペレット化、基布はパッキング材等の複合体のためRPFにリサイクルする。要素技術は実証済みで、今後の張り替え含む人工芝敷設の需要を見極めながら、実機へのスケールアップを行う。(2009年度助成)
難処理廃プラスチック類リサイクル事業 (ダイエイ・福井県越前市)
乾燥した汚泥が付着した廃プラスチック類について、付加価値の高いマテリアルリサイクルを行うため、乾式洗浄技術を導入した。これにより、プラスチックと汚泥状の物質とを分離し、プラスチックを繊維製品の原料として売却可能となった。(2008年度助成)

業者の選定ならびに委託先管理に役立つ情報を提供している。

例えば、公表情報の一つ「最終処分までの一連の処理行程」では、再生利用を含む廃棄物の受入量と搬出量が公開されており、リサイクル率を求めて資源循環への取り組みを比較検討できる。優良認定制度の開始から一年余りが経過し、五月末現在の優良認定業者は三三九社と、資源循環に積極的

人材育成事業や技術開発への助成の実施

な優良認定業者はハイペースで増えている。また、当財団では、処理業への支援事業も行っている。

次代の処理業経営を担う人材を育てる産廃経営塾を二〇〇四年より開講し、二〇一一年度までに二八〇名が卒業している。処

理業界のトップランナーである経営塾の塾生・卒業生会社は、社会の要請に応えるため、分別の精度を上げて再生品の価値を高める技術開発に日々取り組んでいる。さらに、卒業生は、均質かつ多量の再生品を求める需要家の声に対応し、廃棄物処理法の広域認定制度を活用し、排出事業者の本社で全事業所の廃棄物を一元管理してスケールメリットを発揮するような、排出事業者との協働にも取り組んでいる。これは排出事業者にとってサプライチェーンの合理化と、廃棄物管理の観点からCSRの強化にもつながる。

加えて、当財団では、産業界と地方自治体の拠出による基金の運用益で、産業廃棄物に関する3R(リデュース・リユース・リサイクル)または環境負荷低減の技術開発等に対して助成(年五〇〇万円)を行っている。このうち先進的な資源循環事例を紹介する。

わが国の優良な処理業者は、国内の資源循環のさらなる深化にとどまらず、トップリーダーとしてアジア等の新興国にまで活躍の場を広げ、グローバルな資源循環に貢献することも期待されており、当財団も微力ながらその後押しができれば幸いである。